

費用徴収制度について

費用徴収とは、労災保険給付した後において、保険加入者又はその他の者から保険給付に要した費用に相当する**金額の全部又は一部を徴収**する制度であり、労災保険法第12条の3の「**不正受給者からの費用徴収**」と同法第31条第1項の「**事業主からの費用徴収**」があります。

特に事業主からの費用徴収については、事業主間の公平の確保、事業主の労働災害防止意欲の促進を図るため、保険関係成立に係る未手続き中の事故、保険料を滞納中の事故、事業主の故意又は重大過失による事故等に係る労災保険給付の費用徴収制度の適切な運用を行います。

1 不正受給者からの費用徴収

偽りその他不正の手段によって、保険給付を受けた者は、その不正受給部分に相当する額を徴収することとなります。

2 事業主からの費用徴収

(1) 事業主が**労災保険の加入手続きを怠っていた期間中**に労働災害が生じ、労災保険給付を行った場合、事業主から遡及して労災保険料を徴収する他に、その保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収することとなっております。

- ① 労災保険の加入手続きについて、行政機関から指導等を受けたにもかかわらず、手続きを行わない期間中に労働災害が発生した場合、保険給付額の**100%**が費用徴収となります。
- ② 労災保険の加入手続きについて、行政機関から指導等を受けていないものの、労働者を雇用したときから1年を経過して、手続きを行わない期間中に労働災害が発生した場合、保険給付額の**40%**が費用徴収となります。

(2) 事業主が**労災保険料を滞納している期間中**に労働災害が生じ、労災保険給付を行った場合、事業主からその保険給付に要した費用の一部を徴収することとなっております。

この場合、保険給付額の最大**40%**が費用徴収となります。

(3) 事業主が**故意又は重大な過失により生じさせた業務災害**について、労災保険給付を行った場合、事業主からその保険給付に要した費用の一部を徴収することとなっております。

この場合、保険給付額の**30%**が費用徴収となります。